

## 不法投棄防止宣言

私たちのふるさと鮫川村は、心に伝わる自然のやさしさと、人々の温もりを感じる村です。また、山や田畠・川からは多くの産物を享受できる恵まれた自然環境にあります。

しかし、村内の至る所に、心無い人によるごみの不法投棄が依然として後を絶たず、また村外からの産業廃棄物が持ち込まれ悪臭と水質汚染など、自然環境の悪化と共に良好な生活環境が失われようとしています。

私たち村民は、先人から託された鮫川村の美しい自然環境を後世に残すため、ごみの不法投棄から守る理念のもとに

1. 不法投棄を絶対にしない
  1. 不法投棄を絶対にさせない
  1. 産業廃棄物を持ち込ませない
- という誓いのもと、進んで行動することを宣言します。

平成15年6月15日、平成15年度鮫川村納税組長会議にて決議

平成15年10月23日、平成15年度鮫川村議会 臨時会にて決議

廃棄物（ごみ）の不法投棄は、道路沿いや人気のない山林などに捨てられています。毎年、春季清掃や道路・河川清掃、秋季清掃のほか各団体の清掃作業など行っていますが、村内各地から回収される不法投棄物は、一向に減りません。不法投棄物を撤去しても次から次へと捨てられてしまっているのが現状です。

廃棄物を捨てた人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられることになります。例えば、家庭ごみなどの一般廃棄物を捨てた場合は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられます。つまり不法投棄は、犯罪として扱われます。

減らない  
不法投棄

不法投棄は犯罪  
厳しく罰せられます

不法投棄をなくすため  
私たちにできること



# 捨てないで。 あなたの 心と廃棄物

不法投棄が自然環境を破壊しています



不法投棄防止宣言  
をしています

自然に親しみ、  
環境を整え、  
美しく住みよい村を  
創りましょう。

(村民憲章より抜粋)

②自分の土地であつても廃棄物を捨てたり、置かせたり、埋め立てるることはできません。  
③空き缶、空きビンなどのポイ捨てを「しない」「させない」を守りましょう。  
④不法投棄物を積んだ不審なトラックなどを見かけたときは、不法投棄監視員（広報5月号に名簿を掲載）または村地域整備課（☎ 49-3196）、警察署に連絡してください。

